

## **[事案 2019-266] 年金支払請求**

・令和2年9月18日 裁定不調

### **<事案の概要>**

設計書に記載されたとおりの年金額の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成5年3月に契約した終身保険について、契約時に募集人から、設計書により、年金受取コース選択時の基本年金額について、責任準備金により支払われるので変動しないとの説明を受けたため、設計書の記載どおりの年金を支払ってほしい。これが認められない場合には、既払込保険料等を返還してほしい。

### **<保険会社の主張>**

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約は、約款および申込書を内容として成立しているので、確定した基本年金額の支払いは契約内容になっていない。
- (2)設計書記載の注意文言から、基本年金額は変動し、確定しているものでないことが理解できる。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。なお、募集人は退職済であり、連絡がつかず、事情聴取を行うことができなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、設計書に記載されたとおりの年金額の支払いは認められないが、設計書に誤解を招くおそれのある記載があることにより、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾するとの回答が得られなかったため、手続を終了した。